

第 2 章 災 害 予 防

第 1 節 防災教育計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、市、県、防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供、学習環境の整備、市の防災教育及び職員研修の支援及び県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における生徒の防災教育を行う。
- (エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

イ 達成目標

- (ア) 児童・生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 市民が、災害に関する一般的な知識及び居住地等で災害時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- (ウ) 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。
- (エ) 市、防災関係機関において、全ての職員が災害に関する基礎知識を持ち、かつ、一般市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行できる。
- (オ) 市において、防災に関する専門研修を受けた職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

- リ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (3) 積雪期に対する対策
- 冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 市民・企業等の役割

- (1) 市民の役割
- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
 - イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
 - ウ 次世代への災害被災経験の伝承
 - エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- (2) 地域の役割
- ア 町内会や自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
 - イ 町内会や自主防災組織等による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認
- (3) 企業・事業所等の役割
- ア 自治体の災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
 - イ 社内での事前対策及び災害発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、町内会、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

- (1) 市立学校、保育園等における防災教育の推進
- 児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。
- 実施に当たっては、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (2) 社会教育における防災学習の推進
- 公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。
- (3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知
- (4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進
- ア 要配慮者本人及び家族の学習
 - イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
 - ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
 - エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習
- (5) 町内会や自主防災組織等に対する防災学習の推進
- (6) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成
- (7) 消防職・団員の防災教育・研修

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民への普及、啓発を図る。

(1) 新潟地方気象台

風水害に関する基礎的な知識の普及・啓発

(2) 新潟県

過去の災害記録の公開及び災害に関する情報の提供

(3) 東北電力ネットワーク株式会社

一般家庭に対する、災害発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(4) 北陸ガス(株)、L Pガス販売店（（一社）新潟県L Pガス協会）

ア 災害発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(5) 日本赤十字社新潟県支部

一時救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

(6) 国土地理院

災害教訓の伝承の重要性についての啓発に関し、自然災害伝承碑などの情報の提供
や活断層図公開などの地理空間情報に関する情報の提供

第2節 防災訓練計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、隣接市等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、地域、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪に対する対策

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

災害時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

災害時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制などの確認に努める。特に水防活動等の防災活動は、平時の訓練が実践に大きく影響することから、防災活動内容に応じて適切な時期に訓練の実施に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努めるとともに行政との連携・協力体制について意識づける。

3 市の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災機関と協調した総合的な防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

ア 実施期間

原則として年1回以上実施するものとし、災害経験を風化させないような時期を考慮する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動要支援者の参加を重点に置く市民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援

(5) 学校における防災訓練

学校の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・指示（緊急）等の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、複数の災害を想定し自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施す

るとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが多いことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

第4節 防災都市計画

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の機関が協力して総合的な施策を展開することが必要である。

洪水、浸水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制・誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

カ 災害危険区域の指定

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪に対する対策

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、市民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位で災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をでき

るだけ市民に開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、安全防災空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、市は都市防災に配慮し、都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

浸水ハザードマップ等を踏まえ、防災上危険な区域については、総合的な治水対策を推進するとともに、あわせて都市計画制度の活用により安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行い災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

ア 避難路等ネットワークの形成

市は、浸水ハザードマップ等を十分考慮して、避難路、避難場所のネットワーク等の確保に努める。

イ 避難場所等の整備

市は、県の協力を得て、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難場所、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

ウ 防災公園の整備

市は県とともに、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一次避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 国土交通省北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市の協力を得て、総合的なまちづくり施策を展開する。

(2) 県

都市防災に配慮した都市区域マスタープランの充実を図る。

第5節 建築物等災害予防計画

【関係部署】施設所有部

1 計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(ア) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（市立病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署等）
- d 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障害者更正援護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a 建築物及び建造物の安全確保

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b 防災設備等の整備

施設設置者及び施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の固定強化
- (d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
- (e) 防災設備の充実、他

c 施設の維持管理

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 市は県が行う一般建築物の安全を確保するため以下の指導等に協力する。

(ア) 不特定多数の者が使用する建築物の安全確保について

必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

(イ) 著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

(ウ) 落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害

を防止するための安全確保の指導、啓蒙を行う。

(エ) 水害常襲地の建築物における耐水化について

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

(オ) 地階を有する建物等の浸水防止対策について

地階を有する建物等の浸水被害を防止するため、建築物の開口部に防水扉、防水板などを整備するよう指導を行う。

また、避難路や救助のための進入口の設置・確保等について必要な措置を講じるよう指導を行う。

(カ) がけ地等における安全立地について

建築基準法に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する施策の整備に努める。

(キ) 平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。

イ 避難行動要支援者の収容施設や、利用施設、避難行動要支援者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じるものとする。

(3) 積雪に対する対策

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する施策の整備に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を

参考に安全性の向上を図る。

ウ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

(1) 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

(2) 一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

4 防災関係機関の役割

消防署等

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第6節 気象情報等収集体制

【関係部署】総務部

1 計画の方針

風水害等を防止するためには、局地的気象状況等の把握が極めて重要である。市は、気象情報収集及び観測体制の強化を図るとともに、新潟地方気象台及び防災関係機関との通報連絡体制等の整備に努める。

2 市の役割

(1) 気象情報の収集

市は、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、次により気象情報の早期収集に努める。

ア 新潟地方気象台から発表される注意報や警報、気象予報及び線状降水帯等に関する情報の収集

イ 民間気象会社の気象予測情報収集

ウ 新潟県土木防災情報システム

エ 新潟県雪情報システムによる降雪量予測情報の収集

オ 消防本部の気象観測データの収集

カ その他関係機関の気象情報の収集

キ インターネットによる各種情報の収集

(2) 気象情報伝達体制

市及び県、防災関係機関は、気象情報の伝達体制の整備を図るとともに、観測体制の強化充実に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できるよう体制の整備に努める。

3 国、県、関係機関の役割

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般市民へも各種メディアを利用した情報公開を図るよう努める。

第7節 道路・橋梁等の風水害対策

【関係部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路などその意義は極めて重要である。

市および国・県等、道路を管理する関係機関や団体は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

市は各道路管理者や関係機関等と協力し、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、市内の防災活動拠点（市庁舎、消防署、警察署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル等）などを有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう綿密な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

イ 緊急輸送道路の指定基準

（ア） 防災活動拠点、輸送施設、輸送拠点施設、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ国道・県道・市道で構成される道路網（資料編 1-13 緊急輸送路 参照）

（イ） 病院、指定避難所等公共施設と（ア）の道路を結ぶ道路

ウ 臨時ヘリポートの整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、臨時ヘリポートを指定しておくものとする。（資料編 7-14 災害時におけるヘリポート使用予定地 参照）なお、指定した施設には、災害時のヘリポート機能として通信機器等の資機材を必要に応じ整備しておくよう努めるものとする。

エ 道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

（ア）市及び各道路管理者は法面や盛土等の斜面の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

（イ）緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

（ウ）被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う風水害対策

道路管理者である市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、市は各道路管理者と連携して整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を実施する。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、道路冠水を引き起こすとともに、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、道路側溝等の排水施設等には十分な通水能力を確保することや塗装の補修等により路面の冠水を防止する。また、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

市は各道路管理者および関係機関協力を得て、洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

市および道路附帯施設の管理者は、次により道路付帯施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、市および各道路管理者は、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

市および各道路管理者は災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視体制の整備等を行なう。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

市および関係行政機関は、被災時の迅速で的確な対応に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員体制や資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

市は異常気象時において、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

市は被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 鉄道事業者の風水害対策

【関係部署】総務部、（東日本旅客鉄道株式会社）（日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

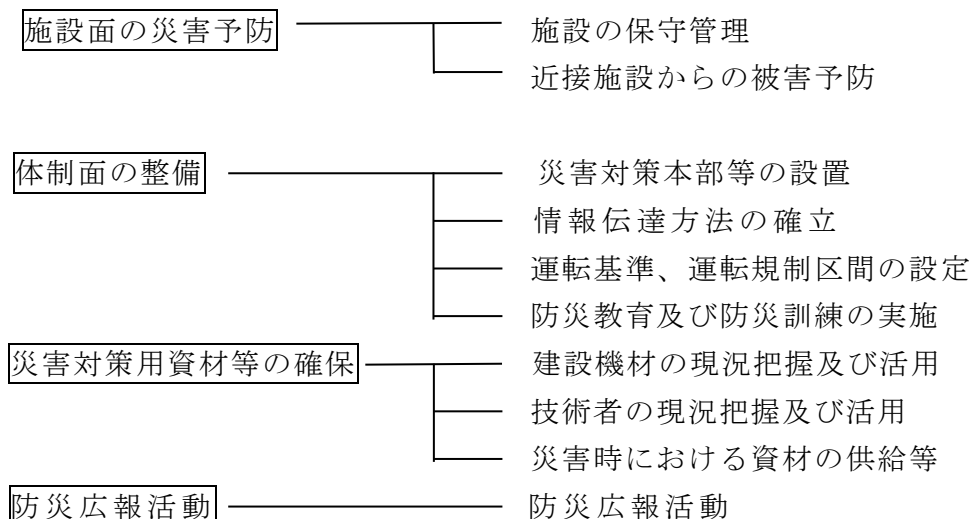
2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

3 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を

円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(ア) 災害発生時の旅客の案内

(イ) 避難誘導等混乱防止対策

(ウ) 緊急時の通信確保・利用方法

(エ) 旅客対策等

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第9節 土砂災害予防計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し被害を与えることが多いため、平時から土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の予防対策の推進及び防災体制の整備に努める。

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる地域コミュニティの形成に努める。

イ 市は、市民へ土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、危険性・緊急性に応じて災害防止事業を計画的に実施するとともに、市への情報提供及び土砂災害ハザードマップ作成支援等、ソフト対策を実施する。

エ 施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったときは、内容を確認し、必要に応じて助言等を行う。

また、上記避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

イ 県は、平時より避難場所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者利用施設の管理者や地域の福祉担当者に対し土砂災害に関する啓発を行う。

なお、土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、避難確保計画を策定するにあたっては、市と連携して積極的に支援を行う。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察署等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所について位置を把握してお

くなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる地域コミュニティの形成に努める。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難等、避難行動ができるよう努める。

土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、避難確保計画を策定し、それに基づき、避難訓練を実施する。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 市の役割

(1) 市民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の事前周知

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

風水害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の備蓄に努める。

(3) 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報とその補足情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(4) 警戒体制の確立

市は、降雨が連続しかつ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき及び地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、県と協力し災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、当該危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置するものとする。また、市は、危険箇所の巡視を開始し、警戒にあたるべき時期を失わないよう、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとする。

(5) 避難体制の確立

市長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、巡視警戒において危険な状況が発見されたとき、異常に降雨量が増大しつつあるとき、その状況に応じて総合的に判断し、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある住宅等に対し避難指示を行うなど、生命または身体を災害から保護する措置を講ずるものとする。

(6) 避難指示の発令基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難指示の発令基準を設定する。

また、土砂災害警戒区域等を避難指示の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(7) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備

市は、砂防指定地および土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険区域、土砂災害警戒区域における情報伝達方法等について、市民及び関係機関等に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

イ 情報の収集および伝達体制の整備

市及び県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予報、雨量情報等の収集伝達体制を整備する。また、県および市は、市民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ 災害ハザードマップ等の作成と配布

市は、土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するものとする。

エ 避難情報等の発令対象区域等の設定

市は、住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるために、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。

(8) 要配慮者施設への情報伝達体制の整備

土砂災害警戒情報等が発表されたときは、土砂災害警戒区域又は特別警戒区域内の該当する要配慮者施設に対し、電話又はFAX等により伝達する。

(土砂災害警戒区域等に該当する要配慮者利用施設一覧・・・資料編参照)

(9) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、必要となる住宅の移転促進を図る施策の整備に努める。

(10) 防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。

また、定期的な防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

4 県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

県は、森林の維持造成を通じて災害に強い県土をつくり、山地に起因する土砂災

害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。また、地域森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

県は、災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備事業計画に基づいて、緊急度の高い箇所から順次計画的に進める。国有林内における事業は原則として林野庁が、民有林内における事業は原則として県が実施する。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。砂防指定地に計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。区域の指定及び事業の所管は、同法第51条の規定により、次表の区分により主務大臣及び所管省庁がそれぞれ行う。

指定された区域においては、それぞれの所管省庁及び県担当部局が地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等に順次計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化するとともに、既設の防止施設の点検を定期的の実施し、必要に応じて修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域において、順次計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5) 土砂災害危険箇所等の調査及び市民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所を定期的に調査し、土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置を進めることにより、また、関係市町村を通じ、住民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報の発表

大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、該当する県内市町村（聖籠町を除く）に土砂災害警戒情報を発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害に関する情報を収集、伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。また、これらの情報を市町村などに常時提供できるよう体

制整備を進める。

(8) 情報伝達体制の整備

県は、市町村を通じて行う、住民との土砂災害に関する情報交換を推進する体制の整備に努める。

(9) 住宅の移転促進

県は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域又は土砂災害特別警戒区域にある住宅を移転する市町村を支援する。

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施及び結果の公表

県は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告等による移転者への融資、資金の確保

(11) 地すべり防止区域の巡視業務委託

地すべり等防止法第7条の規定に基づき、地すべりの早期発見に努め、地すべり災害から人命及び財産の保護並びに地すべり防止施設の適正な管理を図るため、県は地すべり防止区域の巡視業務を市町村に委託する。

(12) 専門技術ボランティア等の活用

ア 新潟県治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

山地災害の未然防止及び災害発生時の迅速・的確な応急対策の実施を図るため、山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集・支援活動等を行う「新潟県治山防災ヘルパー」を活用する。

イ 砂防・治山ボランティアとの協働

本県では、砂防・治山業務に携わった経験のある県職員OBを中心に、土砂災害防止を目的とした「特定非営利活動法人 新潟県砂防ボランティア協会」及び「新潟県治山ボランティアセンター」が組織されており、日頃の活動を通じ、土砂災害関係情報の収集や、行政機関等への情報提供、土砂災害に関する知識の住民への普及・

啓発等の活動を行っている。

県は、土砂災害防止に資するため、これらの活動を支援するとともに、上記団体との円滑な情報交換を行う。

(13) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに市町村に提供できる体制を整備する。

(14) 二次災害の予防

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

5 防災関係機関の役割

建設業協同組合等

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 河川の災害予防計画

【担当部署】建設部、総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

イ 市は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、洪水予防施設等の整備等を計画的に行う。

ウ 国、県は、豪雨、洪水等による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法、その他関係法令の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。その場合は、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

また、市への防災情報の提供及びハザードマップ作成支援等、ソフト対策の実施に努める。

エ 洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、流域治水の計画的な推進を目的とした「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市、河川管理者等の防災関係機関で、密接な連携体制を構築する。

オ 達成目標

(ア) 国土交通省直轄管理区間の大河川は、戦後最大規模に対応できる整備を目標とする。

(イ) 県管理区間の大河川については、年超過確立 1/30 程度（日雨量 200mm 程度）の降雨又は戦後最大規模の降雨に対応できる整備目標とする。

(ウ) 中小河川については、年超過確立 1/5～1/10 程度（時間雨量 40mm 程度）の降雨に対応できる整備を目標とする。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、浸水想定区域内の要配慮者施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

なお、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、報告を受けたときは、利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

イ 国及び県は、洪水予報、避難判断水位到達情報について、洪水の恐れがある場合、避難判断水位に達した時は、市町村へ通知するとともに、報道機関の協力を得て、一般住民へ周知する体制を整備するものとする。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険個所を事前に調

査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防等の河川管理施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は遅滞なく市、消防本部及び警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、確認しておく。

見附市地域防災計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の避難の確保のための措置に関する計画を作成する等、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、豪雨、洪水等を想定した避難訓練等の実施に努め、豪雨、洪水時において、水防団等からの要請により、水防活動に従事する。

3 市の役割

(1) 洪水への防災対策

ア 施設及び災害危険個所の点検、調査等

(ア) 各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

(イ) 市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ 河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

(2) 減災対策

ア 水防体制の整備

(ア) 市は水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団、水防管理団体の水防組織を整備する。

(イ) 水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ 要配慮者利用施設への情報伝達体制の整備

市は要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

ウ 警戒避難体制の整備

(ア) 洪水ハザードマップ等により指定緊急避難場所・指定避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制の確保をはじめ、必要な警戒避難体制を構築する。

(イ) 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ 市民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップの活用方法等について広報し、市民の防災意識の向上を図るとともに要配慮者施設等を含む避難訓練を実施する。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、上階への垂直避難など「緊急安全確保」の手段を講ずべきことにも留意する。

4 関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

豪雨、洪水等による災害発生時に県、市町村及び東日本高速道路(株)等公共機関から要請があった場合は、河川、ダム等の状況調査等について協力する。

防災エキスパートの活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

(空白)

第11節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【関係部署】総務部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等とともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した湛水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工・樋門・樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

ウ ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、平時からため池の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

治水協定を締結したため池は流域治水の一環として事前放流等を行い、洪水調節容量を確保する。

(2) 応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようにする。

2 市の役割

(1) 土地改良区及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(5) 被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

3 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市町村等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための指示を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努め

るものとする。

(5) 被害状況の把握

市等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

4 防災関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 土地改良区

情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第12節 防災通信施設の整備と風水害対策

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

(資料編 5 通信施設に関する資料 参照)

2 県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意思決定を支援するため、新潟県総合防災情報システムの調整を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

3 市の役割

(1) 市防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から市民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、通信設備の整備を検討する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためデジタル移動通信システムの整備を検討する。

ウ 地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため通信設備の整備を検討する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を検討する。

(3) 県・市防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制

を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的を実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(4) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(5) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 防災関係機関の役割

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、所有する無線通信施設の停電対策を図るものとする。

(2) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(3) アマチュア無線局

市は、災害時の通信手段の確保として、平常時からアマチュア無線局等との協力体制の整備に努めるものとする。

第13節 電気通信事業者の風水害対策

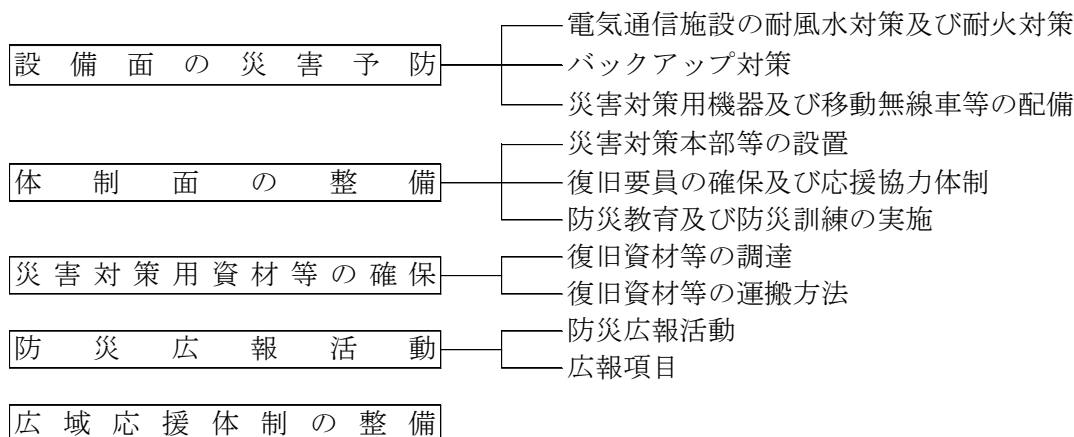
【関係部署】総務部、（東日本電信電話株式会社）

1 計画の方針

(1) 基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 倒木等による通信網への障害対策

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。

ウ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

風水災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

- ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。
- イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視システムの整備を図る。
- ウ 非常用電源の整備等による通信整備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

- ア 衛星携帯電話
- イ 可搬型移動無線機
- ウ 移動電源車及び可搬電源装置
- エ 応急復旧光ケーブル
- オ ポータブル衛星車
- カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 非常災害警戒本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ NTTグループ会社等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。
- イ 中央防災会議及び県市町村が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を

主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

風水災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、N T T 東日本及びN T T ドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時からあらかじめ措置方法を定めておく。

第14節 電力供給事業者の風水害対策

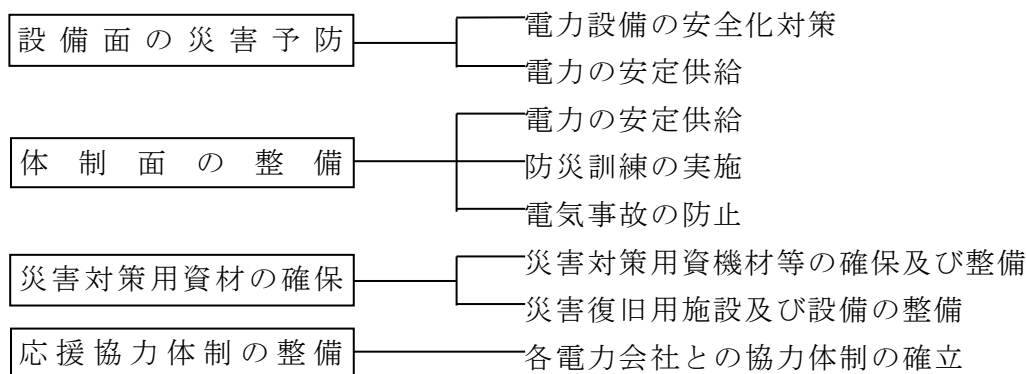
【関係部署】 総務部

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の方針

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、災害時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

（１）電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を講ずる。

（２）電力の安定供給

電力供給各社との連携体制を強化し、緊急時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

4 体制面の災害予防

（１）電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、24時間の監視体制で非常時に備え、安定供給に努める。

（２）防災訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

（３）電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の確保

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。

また、関係工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第15節 ガス事業者等の風水害対策

【関係部署】 総務部

【関係機関】 北陸ガス株式会社

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 北陸ガス株式会社長岡供給センター、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

(イ) 消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「L P ガス事業者」という）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 市民は、風水害発生時に取りべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ 県は、風水害発生時に取りべき安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 市は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

(イ) 風水害発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

(イ) 消費者に対してL P ガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行うほか、浸水のおそれのある地域においては容器の流出防止対策を計画的に進める。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して風水害発生時に取りべき安全措置を予め周知する。

(イ) 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) L P ガス事業者は、風水害により流出した容器の回収に必要な体制を整備する。

- (エ) 風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。
- (2) 複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県、市への連絡する体制を整備する。
- (3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。
- (4) 積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してLPガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある避難所等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。
- (2) 風水害発生時に取るべき安全措置について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪時の風水害発生に備え、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制

を整備する。

ウ ガス器具等を備蓄することにより、都市ガス供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給体制を整備する。

エ 風水害発生時に取りべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第16節 上水道事業者の風水害対策

【関係部署】総務部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、施設の防災対策を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市の防災担当は、上下水道局と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市町村による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

(エ) 市民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、風水害による被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	被災後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

2 水道事業者の役割

風水害等の防災対策計画（耐震化計画を含む）を策定し、施設及び体制面の防災対策を推進するとともに、長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

また、市の防災担当が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時

における飲料水等の確保対策を行う。

(1) 施設の防災対策

ア 主要施設の防災性の強化

(ア) 貯水、取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

(イ) 浄水、送水、配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、浄水池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送、配水幹線については、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

浄水施設は、原水の濁度が上昇した場合においても所要の浄水能力が発揮できるよう浄水処理薬品類の注入量等についてあらかじめ設定しておく。また、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(ウ) 広域的な連絡管の整備

隣接する水道事業者間の相互連絡管を整備する。

イ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

(2) 体制面の防災対策

ア 水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ 風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

(ウ) 応急復旧計画

a 応急復旧期間を設定する。

- b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
 - c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
 - d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- (エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保
- a 給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設を整備する。
 - b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。
- エ 災害時における協力・応援体制の確立
- 自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。
- (3) 施設の長寿命化
- 上下水道局は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 水道事業者、市の役割

- (1) 飲料水等の確保
飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
- (2) 連絡体制の確立
関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。
また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。
- (3) 防災広報活動
災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 防災関係機関の役割

- (1) 日本水道協会新潟県支部
災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。
- (2) 新潟県水道協会
主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第17節 下水道事業者等の風水害対策

【関係部署】上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、あらかじめ、風水害から市民を守るために、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、自らの管理する施設の浸水対策を作成しておく。

近年の集中豪雨による浸水被害に対応するため、常習的な浸水地域については、河川管理者の協力を得て、ハード・ソフトを含めた雨水計画を立て、雨水対策を進める。特に、減災計画の観点からの検討を加える。

施設が被害を受けた場合に、ただちに、被災状況調査、復旧工事に着手できるように、あらかじめ、組織体制を整備しておく。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県は、あらかじめ、風水害の際の自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアル（仮称）を作成しておく。その際、河川等の地盤高、過去の経験、浸水実績図、ハザードマップ等を考慮する。また、必要に応じ、施設の浸水対策を作成しておく。

また、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

被災により、流域下水道が使用不可能になった場合は、速やかに関係市町村に連絡し、市町村から下水道使用不能地域の情報を市民に周知することが出来るようにしておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

風水害後～3日目程度	・ 風水害対応運転、施設の浸水対策 ・ 処理場、ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。

市、県は、新設及び既存の施設に対して風水害対策を講ずるように努める。

カ 上下水道局は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市、県は、被害箇所バリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備するように努める。

イ 市は、指定避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るように努める。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・地域の役割

ア 各家庭において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、風水害発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。
- ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 下水道施設等の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定期間および必要な応急処置を実施する。
- イ 県等の協力を得て、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道施設等の被害に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。

(2) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

(3) 災害時における下水道使用に関する市民への普及啓発

- 一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道使用について、普及啓発を図るように努める。

4 関係機関の役割

(1) (財) 新潟県下水道公社

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(2) 日本下水道事業団

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(3) (社) 地域資源循環技術センター

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

(4) (社) 日本下水道管路管理業協会

- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
- ウ 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃及び修繕等、災害時の対応に協力するように努める。

第18節 危険物等施設の風水害対策

【関係部署】教育部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

危険物、火薬類、高压ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、市、消防本部、事業者、県は、必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、風水害による災害発生の未然防止を図る。

イ 消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

エ 危険物等施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害計画区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や応急対策にかかる計画の作成等に努める。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、泡化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火

薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

(5) 毒物劇物保管貯蔵施設

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規定の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

(6) 有害物質取扱施設等

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

(7) 放射性物質使用施設等

ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。

3 市の役割

(1) 危険物等施設の設置状況を把握する。(資料 7-10)

4 防災関係機関の役割

(1) 消防本部

ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。

イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第19節 火災予防計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、市民、企業・事業所、学校、市及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市・消防本部の協力を得て、防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては道路の除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ 消火器、水バケツ等の消火器具及び住宅用火災警報器の設置に努める。

ウ 台所など火気を使用する場所の不燃化に努める。

エ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

オ プロパンガスボンベ、灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

カ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 防火管理者を選任する事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、消防用設備等の取扱い及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護技術の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の消防用設備の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

ア 耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。

イ 自然水利が年間通じて使用出来るよう、河川管理者等と協力し有効活用の推進を図る。

ウ 消雪井戸等について施策を講じ、消防水利として有効活用を図る。

エ 私設の消火栓、防火水槽の設置者に対し、維持管理の強化推進を図る。

オ 消火栓、防火水槽の適正配置に努め、水利不足地域の解消を図る。

カ 上記の消防水利の位置について、明記した地図の整備に努める。

(3) 消防団の充実強化

ア 町内会、自主防災組織及び事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。

イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、運動公園、野球場等のうち、避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場としてあらかじめ指定する。(資料 7-14)

(5) 出火防止対策

火災予防運動や予防査察などあらゆる機会を通じ、火災の発生を予防する各種安全対策を推進し、出火の防止を最重点とした防火意識の普及、啓発に努めるものとする。

ア 消火器、水バケツ等消火器具の普及及び取扱指導の促進を図る。

イ 火気使用場所の内装材料等の不燃化の促進を図る。

ウ カーテン、じゅうたん等は防災製品の使用の促進を図る。

エ 灯油等、危険物貯蔵取扱いの安全管理の徹底を図る。

オ 学校、事業所の発火危険薬品の安全管理と、保管場所の不燃化の促進を図る。

(6) 初期消火体制

初期消火活動の確立を図るため家庭、町内会、自主防災組織、事業所等(自衛消防隊)に対し、次の対策を指導するものとする。

ア 各種訓練、集会、防災印刷物等を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難、緊急通報等、災害対応力の向上を図る。

イ 防火管理者を選任する事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練の実施指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練の参加及び防災印刷物等の配布により、防災意識や防災行動力の向上を図る。

ウ 予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防指導の徹底を図る。

(7) 消防力の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実、強化を図る。

ア 消防車両、救急・救助資器材、各種消防施設の充実強化

イ 消防団の活性化と機動力の強化推進

ウ 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

エ 消防職、団員の迅速な参集方法、活動等についてのマニュアル整備

4 積雪期の消防水利維持対策

積雪期における消防水利の確保については、市民の協力を得て行うものとする。

(1) 消防団、地域住民の協力による消防水利の除雪体制の強化を図る。

(2) 除排雪により消防水利が使用不能とならないよう、地域住民及び除雪業者に対し指導する。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。

イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を選任する事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、近接消防本部応援協定及び広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施する。

※ 隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

(1) 県内統一協定(県内全消防機関が加入) 2 協定

ア 新潟県消防広域相互応援協定

イ 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

(2) 県内消防機関とのもの 2 協定

ア 中部消防応援協定

イ 北陸自動車道消防相互応援協定

第20節 水防管理団体（市）の体制整備

【関係部署】総務部、建設部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市（以下「水防管理団体」という。）は、市内における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

イ 県は、県内地域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

(2) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者関連施設については、はん濫時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう伝達方法等体制整備を図る。

(3) 積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。

イ 風水害時、水防管理者、消防本部からやむを得ず水防活動への協力要請があった場合は、水防活動に従事する。

(2) 地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時には、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動する。

(3) 企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、建設業協同組合等は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

(4) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の役割

浸水想定区域図に基づき、見附市地域防災計画にその名称と所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の洪水時などの円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

3 水防管理団体の役割

(1) 水防計画の策定

水防管理者（市長）は、県水防計画に即して市内における水防計画又は地域防災計画を策定し、水防組織を整備する。

(2) 水防協力団体の指定

水防管理者（市長）は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することが

できる。

(3) 消防団の育成強化

ア 水防管理者（市長）は、平時から消防団の研修や訓練の計画を定め広報活動を行い、水防組織の充実と習熟に努める。

イ 水防管理者（市長）は、自主防災組織が有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的実施し、防災組織の訓練を実施して、組織の日常化に努める。

ウ 水防管理団体は、毎年出水期に1回以上水防訓練を行う。

(4) 水防施設の整備

水防管理者（市長）は、水防活動の拠点となる防災施設の整備に努める。

(5) 災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊しまたはこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

(6) 予想される水災の危機の周知等

洪水予報河川等に指定されない河川のうち、市長が必要と認める河川について、過去の浸水実績の把握に努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知する。

5 防災関係機関の役割

新潟県

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を水防管理団体と合同で実施する。

第21節 廃棄物処理体制の整備

【関係部署】建設部

1 計画の方針

基本方針

- (1) 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 市民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。
ただし、市町村の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。
- (3) 市は、水害時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、市民に対し、協力を求める事項について周知する。
- (4) 市は、一般廃棄物処理施設の浸水対策、応急復旧対策の整備に努める。
- (5) 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

2 市民の役割

- (1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。
- (2) 市が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 - ア 水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。
 - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設の浸水対策等
 - ア 施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
 - イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- (3) 協力体制の整備
 - ア 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 市で対応しきれない災害ごみの収集・運搬・処理、し尿、浄化槽の応急復旧等の要請に対し、体制を整備する。

イ 緊急連絡体制を整備する。

第22節 救急・救助体制の整備

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 見附警察署、市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 消防本部、県、医師会及び歯科医師会などは救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防本部、県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 市、県、消防本部、消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(キ) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

(ク) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

(ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材

を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

(ア) 市及び消防本部は、消防力の整備指針及び自ら定める計画に基づき、車両等の資機材、消防職員及び消防団員等を計画的に整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、見附警察署、市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期の対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から地域・学区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織活動に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察、市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関と DMAT が災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療器材等の供給協定（福祉保健部）

市における医療器材等の不足に対応するため、新潟県医理科機械同業者組合と医療器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災態勢の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等と協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

4 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市、消防本部は、消防力の整備指針（平成26年10月31日改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と管轄消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資機材及び人員等を整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、管轄警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 市民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救急・救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会及び歯科医師会などを通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会及び歯科医師会などと連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

医師会及び歯科医師会などの対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して救護所、救護病院（市立病院）、及び現地に派遣し医療活動を行う。また、医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

第23節 医療救護体制の整備

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関及び医師会及び歯科医師会などは、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市及び県は、地震の災害から地域住民の生命、健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- (ウ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (エ) 県は、それぞれ地域の医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。
- (オ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ 活動の調整

被災地における医療需給（医療資器材を含む）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等が、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体（医師会・歯科医師会）

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

(ア) 病院

- a 見附市立病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともにマニュアルに基づき実践的な訓練を行う。
- b 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。
 - ・災害対策委員会の設置
 - ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
 - ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
 - ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
 - ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
 - ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(イ) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

イ 災害拠点病院

(ア) 基幹災害医療センター

- a 基幹災害医療センターは、長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害医療センターは、災害時の患者受入、水・医療資器材等の備蓄に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

3 県の役割

(1) 新潟 DMAT、県医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、

新潟 DMAT、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

(2) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(3) 医療資器材等の供給支援

県は、市町村、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医理科器械同業組合及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る計画を定める。

また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(4) 災害医療救護対策の充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

(5) 電源の確保

病院等の非常用電源の稼働状況を確認し、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配置先の候補案を作成する。

4 市の役割

(1) 救護病院体制の整備

救護病院指定病院である見附市立病院は、この計画を踏まえて災害時医療体制を整備するとともに、定期的に防災訓練等を行い災害に備えるよう努める。

(2) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をとまう医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会及び歯科医師会などの医療関係団体と、救護所設置に係る医療救護班及び歯科医療救護班の編成について協議する。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所において応急処置用資機材の備蓄を図るとともに、長岡市薬剤師会と薬剤師の派遣、見附市薬業協同組合と医薬品等の確保、供給について事前に協議

する。

(4) 医療救護体制の方針

- ア 災害時における最悪の事態、状況を想定して確立する。
- イ 医療救護計画が円滑に機能するよう、市民、自主防災組織の役割を明確にするとともに、周知、連携等の整備に努める。
- ウ 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- エ 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

第24節 避難体制の整備

【関係部署】総務部、福祉保健部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報（高齢者等避難、避難指示）等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- エ 避難誘導体制の整備
- オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、※防災ファミリーサポート制度を活用するとともに特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

※防災ファミリーサポート制度
災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（要配慮者）を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民の役割

(1) 市民等に求められる役割

- ア 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと
- (イ) 指定緊急避難所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと
- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること
- (オ) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること
 - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること
 - d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること
 - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
 - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと
 - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
 - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと
- (ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 要配慮者等の避難を支援すること

(イ) 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害・土砂災害に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定緊急避難場所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）等情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線等、住民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設、地下街等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡。連携体制の構築に努める。

エ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関連施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

オ 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

カ 避難情報伝達に、FM放送、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

キ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

(3) 避難情報発出の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する

ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情

報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な避難指示等の発令基準を設定する。

ウ 避難指示等の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

エ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。

イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難支援計画」を策定する。

ウ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(5) 避難所等の指定

ア 指定と周知

(ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで災害の危険が切迫した緊急時において安全確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは統一的な図記号を用いたわかりやすい標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

イ 指定にあたっての注意点

(ア) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること

(イ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること

(ウ) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること

面積の目安は、避難場所は1人当たり1.0㎡、避難所は避難者1人当たり3～4.3㎡のスペースとすることに努める。

(エ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること

(オ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性

による配布、避難場所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮すること

- (カ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。

- (キ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること

- (ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

- (ケ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図ること。

- (コ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。

- (サ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。

- (シ) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。

- (ス) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

- (セ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

- (イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

- (ウ) 避難所開設の初動対応を予めマニュアル化しておくよう努める。

- (エ) 避難施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議

しておくよう努める。

(カ) 避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。

(キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

(ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 福祉避難所の指定

(ア) 市長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設を予め指定する。

(イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要援護者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。

(ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要なとなる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に合わせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難の勧告・指示（緊急）が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記した防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

4 防災関係機関の役割

(1) 新潟県

- ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネットを通じて常時市民に提供する。
- ウ 過去の河川氾濫の実績や、破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、市民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。
- エ 土砂災害警戒情報等を、インターネットを通じて提供する。
- オ 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

(2) 新潟地方気象台

- ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
- イ 報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市町村と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

第25節 要配慮者の安全確保計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる町内会、自主防災組織、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができるよう※防災ファミリーサポート制度などの体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
情報の把握、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・要配慮者対象の防災訓練
	避難誘導、避難所管理等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受け入れ

	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策		・外国人への防災教育の実施 ・外国語による災害情報等の提供方法や相談体制の整備

ア 県

県は、市、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行う。

イ 市

市は、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。また、*防災ファミリーサポート制度における名簿の作成や地域、団体及び組織への協力依頼に努める。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、水害や土砂災害に関する避難確保計画を策定するにあたっては、県と連携して積極的に支援を行う。

さらに、上記避難確保計画の作成・変更に伴い、施設管理者等から避難確保に関する計画の報告があったとき又は避難確保計画に基づいて実施される避難訓練の報告を受けたときは、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を図るために必要な助言又は勧告を行う。

また、職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、洪水時の避難計画の作成など施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市、県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努めるとともに介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、見附市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2節第27章「学校の風水害対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

エ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、市や県の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策等を行う。

オ 町内会、自主防災組織等

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保を図るため、*防災ファミリーサポート制度による体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市は*防災ファミリーサポート制度における避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難行動要支援者マップの整備にも努める。名簿及びマップについて変更があった場合は適宜更新を図る。

(2) 積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

※防災ファミリーサポート制度

災害発生時に自分の身を守る事が困難な方々(要配慮者)を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、県、民生委員、町内会等と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

在宅の避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、民生委員、福祉関係者等は、避難行動要支援者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、防災関係者と協力して、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

(4) 外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、啓発、訓練等

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画等を作成するとともに、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの備品等の確保を図る。収集した避難行動要支援者情報は、個人情報保護に関する法令に配慮しつつ、県や防災関係機関との情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者対象の防災訓練の実施や、避難支援者に対する説明会の実施などの体制整備に努める。

要配慮者関連施設に対しては、防災関連情報の伝達体制を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防署、消防団、町内会、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。市は避難支援等関係者が可能な範囲で避難支援を行えるよう、安全確保に十分配慮する。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の特性に応じた生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事

の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

避難行動要支援者への情報提供にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等を通じて、避難支援者を含めて確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急一時受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(空白)

第26節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生から、流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、市民（各家庭、企業・事業所、学校等）自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が取り出せない市民や、一時的滞在者に対し、物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。
- ウ 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、物資等を提供又は調達の代行を行う。
- エ 県及び市は、上記の責務を果たすため、別途協議の上、物資等の備蓄目標と分担割合を定めると共に、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。
- オ 県及び市は、民間事業者に委託可能な業務（物資の確保、荷捌及び輸送）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、搬送拠点として活用可能な民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。
- カ 県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手段等の確認を行うよう努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 市は、食料の供給に当たって、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。
- イ 市は、年齢、性差、障害等により必要となる物資の供給に配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間程度の物資等の備蓄に努める。
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも2週間分の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料を常に半分以上としておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む

のに必要な量の物資等の備蓄に努める。

イ 企業・事業所は、業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）の食料及び物資等の備蓄並びに非常用電源等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。

イ 災害時の必需品で、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。

ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ 地域の住民組織、災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 災害備蓄に関する市民への普及啓発

ア 家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

(5) 燃料の緊急供給体制の整備

あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア 非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。

第27節 学校の風水害対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領(以下「危機管理マニュアル」)を作成するとともに、児童、生徒、園児等(以下「生徒等」という。)及び教職員に対し、防災教育、防災訓練を実施する。
- イ 学校設置者(市、県、学校法人等)は、学校の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。
- ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、見附市地域防災計画に沿って各学校及び学校設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。
- エ 県は、学校設置者として、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や災害に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第25節「要配慮者への安全確保対策」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 危機管理マニュアルの作成

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引き等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ危機管理マニュアルを作成する。

- ア 予防対策
 - ①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備
 - ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施
 - ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備
- イ 応急対策
 - ①災害発生が予想されるとき事前休校、授業短縮措置等
 - ②災害発生直後の生徒等の安全確保 ③避難誘導
 - ④生徒等の安否確認 ⑤気象情報の収集
 - ⑥被災状況の把握と報告 ⑦下校措置又は保護継続
 - ⑧避難所開設・運営協力 ⑨教育活動の再開
 - ⑩生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、またマニュアルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段などが使用不能になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行

動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる。(なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。)

3 学校設置者の役割

(1) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

見附市域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

(イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ 情報連絡体制

- (ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
- (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
- (ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

- (1) 市立学校の設置者としての役割 …… 前項記載のとおり
- (2) 学校に対する支援、助言

市は、見附市地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）
第3項記載のとおり

- (2) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）

県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。

- (3) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第28節 文化財の風水害対策

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う。
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市並びに文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 県指定等文化財

市に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第29節 ボランティアの受入れ体制の整備

【関係部署】民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

ア 災害救援ボランティアの育成

市は、県と連携しながら、ボランティアリーダー、コーディネーター養成研修等を計画し、災害救援ボランティアの育成に努めるものとする。

イ 災害救援ボランティアの登録

市は、ボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、ボランティアの登録を行うものとする。

ウ ボランティア現地本部

市は、見附市社会福祉協議会、日本赤十字新潟県支部見附市地区等関係機関団体と連携を図りながら、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるよう、ボランティア現地本部が、迅速に組織できる体制について整備するものとする。

(3) 災害発生時のボランティア活動支援体制整備

ア ボランティア活動本部の設置

市、見附市社会福祉協議会及び関係団体は、災害発生時のボランティア活動の円滑な実施を支援するため、見附市ボランティア活動現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 現地本部の活動

- a ボランティアの要請、受入れ、登録
- b 被災者のニーズの把握と分析
- c 具体的救援活動の調整、指示
- d 救援活動に要する物資の確保と配付

(イ) 現地本部の体制

現地本部は、市災害対策本部と密接な連携を図りながら、災害救援活動経験者や一般ボランティアの協力によって運営する。

イ 現地本部は、市外、県外からのボランティアへの対応には、県ボランティア活動救援本部に総合的なボランティアコーディネートを依頼する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、見附市社会福祉協議会及び関係団体と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営の支援を行う。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報の共有を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する市民への普及啓発

ア 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

3 関係機関の役割

(1) 見附市社会福祉協議会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部見附市地区、新潟県共同募金会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の日本赤十字社の支部や他の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内NPO

県ボランティア本部やボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第30節 市の業務継続計画

【関係部署】総務部

1 計画の方針

災害発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することなどにより、市の業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するために必要となる資源の確保や教育、訓練を通じた体制の整備に努める。

(空白)